

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請(所内常設直流電源設備(3系統目)・特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護) )【1】」

2. 日時：令和3年1月26日 13時30分～14時35分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(◎…TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官◎、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 運営グループリーダー◎ 他8名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料：

- ・資料1 伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
- ・資料2 伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	原子力規制庁の形にあまりこれから四国電力のほう変更認可に関するヒアリングを開始したいと思います。四国電力から資料に沿って説明のほどお願いします。
0:00:18	四国電力のタカスカです。本日はよろしくお願いいたします。
0:00:22	まず資料の構成といたしましては、資料 1 といたしまして、パワーポイント以上でございます。
0:00:31	資料 2 といたしましては、審査資料でございます。
0:00:36	今回説明させていただくのは、資料 1 を主として説明させていただきます。
0:00:42	ご準備のほどよろしくお願いいたします。
0:00:48	それでは資料 1 といたしまして四国電力疑っタカスカから説明させていただきます。
0:00:54	イドといたしましては伊方発電所 3 号炉の所内常設直流電源設備 3 系統目の設置に伴う変更と
0:01:03	特定重大事故等対象施設に係る有毒ガス防護に変更になります。
0:01:10	これが表紙をめくりまして次のページをご覧ください。
0:01:15	まず申請案件ですが、今回、
0:01:19	(1)である特定重大事故対象施設の設と合わせて申請しております。
0:01:26	本資料では、括弧 1 のb項伊方発電所 3 号炉の所内常設直流電源設備 3 系統目の設置に伴う変更と地域移行特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護に係る変更ということで、赤字で記載しております。
0:01:45	次のページ、右下 2 ページをご覧ください。
0:01:52	こちらが申請概要となります。
0:01:56	下の表に示してます通り、それぞれ主な変更内容という列の記載の変更を行うものでございます。
0:02:05	詳細は後程説明させていただきます。
0:02:07	次のページ、3 ページをご覧ください。
0:02:15	ここでは、所内常設直流電源系統 3 系統目の変更概要を説明いたします。
0:02:22	まず、左側の
0:02:24	①系統構成では、
0:02:26	SBO時の対応に必要な直流負荷として、
0:02:31	緑の、
0:02:32	蓄電池非常用、
0:02:34	青の
0:02:36	蓄電池重大事故対応に加えて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	赤の記載があります蓄電池 3 系統目を新たに設置しております。
0:02:46	右側の基本的な運用をご覧ください。
0:02:52	ここではSBO発生後間型直流電源装置を準備しつつ、8 時間以内に蓄電池重大事故対象へ切り換えます。
0:03:02	しかしここで、
0:03:03	蓄電池非常用及びつく電池重大事故対処用が想定外の枯渇等により使用できない場合に、蓄電池 3 系統目を使用することとしております。
0:03:15	蓄電池 3 系統目は給電開始から 24 時間以上の給電が可能となっております。
0:03:21	次のページ 4 ページをご覧ください。
0:03:26	ここではほぼ安定第 84 条、重大事故等対処設備に記載を追加したことを説明しております。
0:03:36	左下の図といたしまして、下線部を追加しております。
0:03:42	蓄電池 3 系統目は、蓄電池非常用及び蓄電池重大事故対処用が必要できない場合のバックアップとして実施したものであることから、
0:03:53	蓄電池非常用予備蓄電池重大事故対処用と同等なLCO及び確認事項を定めております。
0:04:01	これは先行プラントとページ以降に差異はございません。
0:04:06	次のページ、右下 5 ページをご覧ください。
0:04:13	ここでは要求される措置及び完了時間について記載しております。
0:04:19	条件といたしまして、またはということで、蓄電池 3 系統目。
0:04:25	何が動作不能となった場合でも、ちょっとそういうこととなっております。
0:04:29	これは先行プラントと同様です。
0:04:33	それでは次のページ 6 ページをご覧ください。
0:04:40	ここでは本規程第 88 条、予防保全を目的とした点検保守を実施する場合、いわゆるアヲハタリストに追加しております。
0:04:51	蓄電池 3 系統目は 1 系統のみの設備であり、
0:04:56	適用モードによらず、
0:04:58	運転上の制限が設定されていることを踏まえ、
0:05:02	モード 1 から 6 以外で点検することを青旗作業に明記し、追加しております。
0:05:09	次のページ 7 ページをご覧ください。
0:05:18	ここでは設置変更許可における運用方針と保安規定における手順等の記載の整合性について説明しております。
0:05:27	左側に第 10.1 重大事故等、
0:05:32	対策における手順書の概要を記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	右側に保安規定の添付資料 3 を記載しておりますが、設置許可の運用方針と保安規定の手順が整合していることを、それぞれ中の下線で示しているものでございます。
0:05:52	次のページ、8 ページをご覧ください。
0:05:57	ここからは、特重施設に係る有毒ガス防護の対応について説明させていただきます。
0:06:05	本ページでは許可、設工認、保安規定の説明内容等の全体造成したものでございまして、
0:06:14	右下の保安規定のところ規定する内容との関係をして示したものになります。
0:06:21	後に御説明しますように運用事項を保安系に反映いたしまして、
0:06:27	反映しております。
0:06:29	詳細については割愛させていただきます。
0:06:33	次のページ、9 ページをご覧ください。
0:06:41	ここでは保安規定審査基準の改正について、経緯等を記載したものでございますので、こちら詳細は省略させていただきます。
0:06:51	次のページ 10 ページをご覧ください。
0:06:58	ここでは令和 2 年 1 月 29 日。
0:07:02	に許可をいただきました設置変更許可申請における運用方針として、
0:07:08	左下にあります。
0:07:10	①から⑤の項目が追加となりました。
0:07:16	これに対応する不安定の範囲次回反映概要を記載しております。
0:07:23	右下の表を見ていただきますと、第 17 条の 3-2。
0:07:29	有毒ガス発生時の体制の整備は、
0:07:33	運転員等へ特重設による対応要員を
0:07:37	進めているため記載の変更はございません。
0:07:41	また、右にあります第 17 条の 5、重大事故等発生時の体制の整備についても同様でございます。
0:07:51	左下に行きまして、添付資料 2 でございますが、
0:07:55	特重施設も主要制御室の有毒ガス対応と同様の会議となりますので、
0:08:02	①から④を反映してございます。
0:08:06	次に、右手にあります添付資料 3 には、添付 2 の対応に加えて、PC 等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応が追加となっております。
0:08:20	それが赤線のところとなります。
0:08:24	次のページ、右下 11 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:33	ここでは令和2年3月30日にとかいただきました。
0:08:38	伊方発電所の有毒ガス防護
0:08:40	中央制御室及び緊急時制御室の
0:08:44	対策との相違を記載してございます。
0:08:49	変更。
0:08:51	時は、11 ページから
0:08:53	23 ページで黄色マーカーで記載して、
0:08:57	ございます。
0:09:01	今、御説明させていただきましたので、省略させていただきます。
0:09:08	それでは、右下 14 ページをご覧ください。
0:09:18	ここでは、付則に定めている保安規定適用時期とイメージ図を記載しております。
0:09:26	施行期日の参考目にあります蓄電池 3 系統目は、機能確保にあたって、特重施設側の設備を一部必要となることから、
0:09:35	特重施設に関連する規定を適用する日に合わせて適用することと考えております。
0:09:42	また 4 校目にあります特重施設に係る有毒ガス防護は補機冷設の要員が確保に運用が始まることから、
0:09:50	同様に特重施設に関連する規定を適用する日に合わせて適用することと考えております。
0:10:00	説明については以上となります。
0:10:16	はい。
0:10:18	次に、
0:10:24	というのが、
0:10:28	はい。
0:10:44	が、
0:11:00	四国電力のタカスカでございます。
0:11:02	御回答させていただきます。
0:11:05	こちらですが、おっしゃる通り申請している内容と一部変更させていただいております。そのため、記載としては保安規定の概要という記載をさせていただいております。
0:11:20	運航している箇所といたしましては、
0:11:22	2 カッコ 2C-2a 項でございます。
0:11:28	こちら
0:11:30	一部記載が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:39	秘密
0:11:41	秘密情報として含まれるものがあると。
0:11:47	考えましたので記載の適正化という形で記載を変更させていただいております。以上です。
0:12:09	そうされるという。
0:12:23	その連絡のタカスカです。
0:12:25	じゃうといたしましても最終的な補正を考えてはございますが、
0:12:37	速やかな補正というところでは
0:12:43	審査会合までを考えてはございません。
0:12:46	以上です。
0:12:47	溶け込みます四国電力の中身の部分を見ますと、補正を考えておりますが、当初NTTスズキ思関係閉舎の関係。
0:13:00	とはありますので、運営要領だし、火線するってその決めて即できるものではないので、こちらの準備が土地っていうのはでき次第に速やかに補正すると。
0:13:16	いうことを考えております。
0:13:22	議長。
0:13:31	今、
0:13:33	はい。
0:13:37	どうぞ。
0:13:39	代表で説明させて、現在の申請書の内容が異なるということであれば、最後に、
0:13:53	内が異なるという。
0:13:55	答えれば補正を
0:13:57	では、
0:13:58	これ会合までに絵が間に合わないということで理解
0:14:06	スズキの皆様の互選をいたします。
0:14:19	わかりました。
0:14:21	四国電力の中村です。
0:14:26	審査会合無理に補正させていただきます。
0:14:31	はい、議事録ページハタケヤマ
0:14:33	前までに固定ということをコミュニティいただきましたので速やかにお願いしたい。
0:14:43	詳細については、
0:14:46	。
0:14:48	ご連絡いただければなど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:02	四国電カタカスカです。承知いたしました。
0:15:06	以上です。
0:15:10	原子力規制庁ハタケヤマで
0:15:14	前のページ、
0:15:16	4 ページに概要／4 ページ。
0:15:26	4 ページ
0:15:28	所で、
0:15:30	はい。
0:15:32	はい。
0:15:34	以上でいいんだけど。
0:15:37	はい。
0:15:40	なぜ、
0:15:42	先行プラントと異なる部分があるかどうか、日ことはないということでコメントいただいて、
0:15:50	について等はないということで理解っていうのかということが 1 点と、
0:15:56	2 点目、
0:16:02	今後、
0:16:10	すみません。
0:16:14	2 点。
0:16:17	御説明いただければ。
0:16:21	これは、
0:16:22	はい。
0:16:29	四国電力のタカスカでございます。御説明させていただきます。まず一つ目の質問といたしましては、先ほども御説明させていただきました先行プラントとの規定事項等にも差異はございません。
0:16:42	二つ目の御回答といたしまして蓄電池 3 系統目の不動充電時の蓄電池、
0:16:49	地域電圧 135.5V 以上の御説明と理解しました。
0:16:54	それに関しましては、
0:16:58	補足説明資料の資料 33。
0:17:02	ページの 20、
0:17:03	－33－20 ページに記載がございます。
0:17:12	よろしいでしょうか。
0:17:16	こちらでは不動承知
0:17:20	フロー充電時の蓄電池端子電圧について記載させていただいております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:26	もともと蓄電池 3 系統目のフロー図、充電時の蓄電池端子電圧に関しましては、実数からきております。不動充電電圧の閉電圧程度プラマイ 2%の下限値で設定してございます。
0:17:42	これに関しては、蓄電池非常用及び蓄電池重大事故体制はに関しても同様でございませう。
0:17:48	以上となります。
0:18:04	今の
0:18:08	できないことがあって、
0:18:12	ページ、
0:18:23	どう充填
0:18:37	食電力だって、
0:18:39	食電力タテシです。第 3 地区蓄電池括弧 3 系統目と蓄電池非常用重大事故対象の異なる点といたしまして、
0:18:48	蓄電池非常用重大事故対象は、プラントの原子炉補助建屋に設置してあります。一方蓄電池括弧 3 系統目につきましては、新たにして設置している非常用ガスタービン発電機建屋という少し離れた場所に設定してあります。
0:19:05	このため蓄電池括弧 3 系統目につきましては、そこから給電先である直流コントロールセンター、こちらが原子炉補助建屋にありますので、そこまで距離があります。その間の運営と電圧降下お見越して、
0:19:22	せええと電圧を高めに設定してあります。また蓄電池セルあたりのほど充電面圧が 2.15 ボルト等 2.23Vの違ひにつきましては、
0:19:32	CS型と言われる鉛蓄電池とNSEという制御弁式の蓄電池でものが異なりますので、いてるあたりの単位で扱うことによりませう、このため結局、最終的にやりたいのは蓄電池括弧 3 系統目既設の
0:19:49	蓄電池非常用重大事故対処よりも高めの電圧に設定するため、このようにセールスを変えているということになります。以上です。
0:20:05	また、
0:20:25	次のページ、ハタケヤマでの戦略によっていただく。
0:20:33	有毒ガスのところで、17 条。
0:20:39	どうぞ。
0:20:43	はないということで、
0:20:47	で、
0:20:56	第 5 条の関係について、
0:21:07	第 5 条の 17 条の関係。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:13	説明資料等でそれぞれの課長が洞道役割を担っているのかということについて、
0:21:21	資料
0:21:31	四国電力のタカスカでございます承知いたしました資料については追加させて提示させていただきます。以上です。
0:21:53	今、
0:22:00	はい。
0:22:05	はい。ところで、
0:22:07	同発電所敷地内において、
0:22:10	場合における運転員等の防護ための
0:22:14	という
0:22:16	ほかにいい。
0:22:21	はい。
0:22:23	作業要員とかも
0:22:26	できるものと、
0:22:28	いるものの、それをもとに運転員の地域の言葉はどこでいきたいというふうに説明いただければ。
0:22:35	やはりなかった。
0:22:39	表現力のタカスカでございます。
0:22:42	運転員等の定義に関しましては、店舗申請書の添付資料2の記載に、
0:22:49	ところに記載させていただいております。
0:23:02	おっしゃる通りでございます。本文中には出てこないという形となっております。以上です。
0:23:43	四国電力のタカスカでございます。補足で説明させていただきますと、今回申請させていただいております申請書の95ページ。
0:23:52	をご覧ください。
0:24:10	今回申請させていただいております申請書の95ページとなります。
0:24:50	資料1-2の部分ということでよろしいでしょうか。
0:25:04	やっぱり、
0:25:05	添付2-7というところがその部分でよろしいでしょうか。
0:25:10	聞こえるのタカスカでございますしたいと思い、添付資料、
0:25:15	7有毒ガスの冒頭のところに整備させていただいております。以上です。
0:25:34	四国電力タカスカでございます。資料として記載している内容を
0:25:39	御説明させていただきますと、
0:25:41	冒頭では放射線科学。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:44	管理課長は有毒ガス発生時における運転は特重施設の要因、
0:25:51	及び緊急時対策所、
0:25:53	いえる 30 メーターで重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員という形で運転等ということで定義させていただいてございます。以上です。
0:27:06	お待ちいただいている。
0:27:12	四国電力タカスカです。承知いたしました。
0:33:12	はい。
0:35:16	どうぞ。
0:41:07	申し訳ございません。
0:41:13	はい。
0:41:23	認可の中央制御
0:41:30	どういったもの。
0:41:34	当委員会。
0:41:37	続いて、
0:41:38	でないと、
0:41:43	／物品の中に
0:41:46	どうぞ。
0:41:54	はい。
0:42:13	四国電力タカスカです。少々お待ちください。
0:43:11	四国電力イシイです。ただいまのご質問に回答いたします。
0:43:15	まず 17 条の 3 の運転員等のページにつきましては、先ほどの本ページH申請書の 95 ページのところの変更前の通り認可をいただいております、この運転員等も
0:43:32	対象として、運転員及び緊急時対策所いえる 32 メーターで重大事故等に対処するために必要な指示を行うように、こちらのほうを定義して認可をいただいております。
0:43:46	これに今回は、緊急時制御室の要員、こちらを超えたものになります。これについては 3 月の認可をいただいた審査の中でご説明をしておりますM1 点目の回答が、
0:44:01	以上となります。
0:44:08	続きまして立ち会い人等がこの運転員等に入るかということにつきましては、本店等の防護のためということで、防護する対象として運転員としておりますので、立ち会いにはこの枠に入りません。
0:44:23	これについても、3 月に認可をいただいて審査の中でご説明をしております。
0:44:30	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:40	今の二つ目の
0:44:43	命令について、
0:44:45	審査基準とかね。
0:44:53	一方、8号イからハまでの
0:45:06	どうも
0:45:11	何か。
0:45:15	PAR
0:45:49	ショクブンのタカスカです。ええと先ほど御説明した内容を
0:45:54	確認させていただきたいんですけども資料34ページに審査資料とのひもづけの
0:45:59	必要がありまして、対象としてはどこのことをおっしゃってるかも自動おっしゃっていただいても構わないのでしょうか。
0:46:58	議長。
0:47:00	34の
0:47:03	ページの一番下んどこですね。
0:47:09	議長第
0:48:05	四国電カイシイです。この12条の運転員等と有毒ガスの運転員等とは区別して使っております。12号のほうは、本県に大きな一致する。
0:48:21	要員等を行っております。
0:48:25	以上です。
0:48:27	私が聞いたの。
0:48:37	はい。
0:48:57	保安規定っていう
0:49:00	はい。
0:49:05	イシイです。関係してありません。
0:49:08	四国電カイシイです。7ポツ1の要因は運転等には含まれておりません。
0:49:17	以上です。
0:49:35	はい。
0:49:55	はい。
0:50:34	添付の
0:50:38	そう。
0:50:48	資料34で言うと、
0:50:54	4%、
0:51:09	はい。
0:51:16	四国電力Cです。はい、ご理解の通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:21	以上です。
0:51:34	どうぞ以上となり、
0:51:38	コメント等ございますでしょうか。
0:51:41	は特にありません進めてください。
0:51:58	規制庁関です特にないので進めてください。聞こえてますか。
0:52:03	はい、原子力規制庁ハタケヤマで動いております。ありがとうございます。
0:52:07	それでは本日の等については、議長の離隔が最後に、
0:52:15	はい、まず基準として
0:52:19	見込んでいるということで、
0:52:22	現段階で
0:52:25	この辺りを
0:52:27	目指しているかと。
0:52:32	その段階で、
0:52:36	。
0:52:39	四国電力のタカスカでございます。来週中に補正を考えてございます。以上となります。
0:53:08	四国電力、四国電力イシイです。1点ちょっと確認させていただきたいんですがよろしいでしょうか。
0:53:17	はい、原子力規制庁の畠山です。どうぞ。
0:53:20	根底なんです、Ricou申請しておりました。組織変更に伴う変更が1月に認可されております。
0:53:30	それで、本来であれば、そういった改正番号の変更とか、そんなも含めてやりたいたところであるんですが、それはですね、60のほうも今後補正等を必要になってきますので、最後の補正のときに対応したいと考えております。
0:53:48	今回は、それを反映せず、今回の当該箇所の記載の適正化というところだけで変更させていただこうと考えておりますが、問題ありませんでしょうか。
0:54:17	お話し議事録ハタケヤマで
0:54:20	お話いただいたところと、今回性がある。
0:54:26	等があり得る場所というのはございます。
0:54:31	四国電力イシイです。今回の箇所を添付の3においてはありません。
0:54:40	以上です。
0:54:46	という理解で
0:54:52	特重
0:54:59	今回申請した範囲で組織の変更反映すべきところがありますがそれは有毒ガスそれから第3バッテリー、これに関係するところはありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:12	以上です。
0:55:23	組織の部分で大工場にはねる部分はないということよろしいでしょうか。
0:55:44	少々お待ちください。
0:55:50	いいよ。
0:55:52	四国電力イシイです。5条において、組織が二つほどなくなっております。ですが、今回の申請に5条の審査はありませんので、それに関する補正ってというのはありません。
0:56:08	以上です。
0:56:32	連絡の原子力規制庁連絡の検証いたしました。調整は補正が改めて
0:56:40	なので、当委員会に
0:56:48	四国電力イシイです。さらにTHAIさせていただきます。ありがとうございます。以上です。
0:57:02	ヒラキからは以上となりますが、即できる
0:57:09	本件に関して、ございます。
0:57:13	四国電力の応援リース宿題事項の確認よろしいでしょうか。
0:57:21	はい、お願いします。
0:57:24	はい。まず一つ目としまして、
0:57:30	補正の時期を明確にして東京支社経由で回答すること、これが一つ目となります。
0:57:40	二つ目としまして、保安規定五条の各課長の職務と17条の3-2、尤度がその部分で実施することの役割の関係性を示す資料を示すことと、以上2点になります。認識相違ないでしょうか。
1:00:36	原子力規制庁の畠山です。
1:00:38	今回
1:00:40	後方で述べていただいた五条と57条の観点で確認したいところっていうのは、特に根底第5条の
1:00:52	38報ですね。
1:00:54	の商業に基づいて、それぞれの海底、
1:01:01	等について、
1:01:05	それ以外、
1:01:07	いわゆるなあとということに限らず、御説明をいただければと考えておりますので、こちらの資料をちょっと説明資料に盛り込んでいただければと。
1:01:18	この説明というのは、インターの有毒ガスの部分では特に説明はなかったかなと考えて具体的な説明はされていないかなと。
1:01:27	と思いますが、各体制のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:31	審査ではあまり詳しく説明しないというところでちょっと確認をさせていただきたい。
1:01:37	はい。
1:01:55	四国電力タカスカです。
1:01:57	ご指摘の趣旨理解いたしました。
1:02:02	平均化のほうでもそれを説明してないということで今回説明させていただきます。
1:02:08	以上です。
1:02:22	やはり
1:02:24	連絡の検証、
1:02:25	全国に今回
1:02:28	議長。
1:02:30	なので、特になければ本当にヒアリングを終了させていただこうと思
1:02:35	洞道ことによって、
1:02:37	石炭何かございます。
1:02:41	セキです。大丈夫です、ありません。
1:02:48	電力さんもよろしいでしょうか。
1:02:51	四国電力のタカスカです。特にございません。
1:02:56	いや、いや、
1:03:00	ありがとうございました。ございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。